

保護者のみなさまへ

就学援助（小学校入学前準備金）制度のお知らせ

流山市教育委員会

流山市では、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子さんの入学準備費用を初め、学用品費や学校給食費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。

小学校入学前に就学援助制度で入学前準備金の受給を希望される方は、流山市教育委員会学校教育課窓口に申請書をご提出いただきますようお願いいたします。（申請書は学校教育課窓口でも配付しています。）
※小学校入学前準備金について、今年度よりオンラインでの申請を受付開始する予定です。詳細につきましては「6. その他」をご覧ください。
※就学援助制度は年度ごとの認定になります。小学校入学後も引き続き就学援助制度を希望される場合は、今回の申請とは別に、入学後にも申請の必要があります。

1. 就学援助（小学校入学前準備金）の対象となる方

来年度小学校就学予定者の保護者の方で、次のいずれかに該当する流山市民の方。

対象となる理由	申請書に添付する書類
①生活保護が停止又は廃止になった方	原則不要
②市民税の非課税の扱いを受けた方	原則不要
③市民税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
④個人事業税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑤固定資産税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑥国民年金の掛金の免除を受けた方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
⑦国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予を受けた方	減免決定通知書又は徴収猶予決定通知書の写し
⑧児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
⑨生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩その者の属する世帯における申請年度の前年所得額が、生活保護法による保護の基準のうち、扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の1.2倍未満の方	令和7年1月1日現在 ①流山市に住民登録があった方 →不要 ②流山市に住民登録がなかった方 →収入のあった世帯全員の市民税課税証明書（1月1日現在住民登録があった市町村で交付を受けてください。）
⑪その他特別な事情がある方	主たる生計者の死亡や火災等の災害の場合など具体的事由の記載による

※準要保護者⑩に該当する方で、税(所得税、市民税)の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてください。
※令和6年度の所得が基準を超えるが、令和7年1月以降に失業、災害、病気等の理由により、現に生活が困難となっている場合についても審査により就学援助が受けられる可能性があります。
※生活保護受給中の方は、生活保護費から支給されるため、就学援助は受けられません。

2. 目安となる世帯全員の年間所得金額

世帯人員	世帯構成	持家	借家
2人	母、新一年生	約183万円	約269万円
3人	父、母、新一年生	約212万円	約298万円
4人	父、母、小学生、新一年生	約264万円	約350万円
4人	父、母、新一年生、未就学児	約241万円	約327万円

上記の表は、世帯人数、年齢、家賃の有無により異なりますので、目安としてご覧ください。

3. 小学校就学予定者への就学援助費の内容

支給項目	支給額（予定）
入学前準備金	57,060円

※小学校入学後に4月分からの就学援助の認定を受けた方で、今回の申請で入学前準備金の支給を受けていない方に対しては、「新入学学用品費」として「入学前準備金」と同額の給付を行う予定です。

※小学校入学後に申し込むことのできる就学援助の内容は、学用品費や修学旅行費等の補助、給食費の免除等となります。金額等詳細は、入学後に配付されるお知らせをご覧ください。

4. 申請方法・注意事項

(1) ご希望の方は「小学校入学前準備金申請書」にて流山市教育委員会学校教育課窓口へ直接ご申請ください。

(2) 振込先口座の情報がわかるものを併せてご提出ください。（通帳、カード等の写し）

(3) 令和6年の所得が算定基準となりますので、所得申告をしていない場合は算定できません。

(4) 申請受付期間は令和7年11月4日（火）から令和7年12月12日（金）（必着）までです。

※期限（令和7年12月12日（金））に間に合わなかった場合、今回の小学校入学前準備金は却下とさせていただきます。上記のとおり、4月以降、「新入学学用品費」として「入学前準備金」と同額の給付を行う予定ですので、そちらで申請ください。

(5) 申請理由によって必要な添付書類があります（詳しくは表面をご確認ください）。

(6) 添付書類の不足や申請書の記入漏れがあった場合には、審査が滞り支給時期が遅れます。

※書類不備の場合は、流山市学校教育課より、申請書記載の電話番号にご連絡いたします。着信できる状態にさせていただくか、留守電・折り返しの連絡等の対応をお願いします。

※令和7年12月19日（金）を超えても書類不備の場合、今回の小学校入学前準備金は却下とさせていただきます。提出前に再度書類の確認をお願いします。

(7) 申請後、生活保護受給開始や住所及び世帯状況の変更等があった場合は必ずご連絡ください。

(8) 表面冒頭にも記載のとおり、就学援助制度は、年度ごとの認定になります。小学校入学後も引き続き就学援助制度を希望される場合は、今回の申請とは別に、入学後にも申請の必要があります。

5. 就学援助費の支給

(1) 流山市教育委員会で審査を行った後、認定結果を郵送にてお知らせいたします。

(2) 認定された方には、振込通知を郵送し、申請書に記載の口座へお振込みいたします。

(3) 書類不足なく申請頂いた方には、1月下旬から2月上旬に振込予定です。

6. その他

小学校入学前準備金について、今年度よりオンラインでの申請を受付開始する予定です。オンライン申請については、流山市ホームページにて周知いたしますのでご確認ください。（ホームページID：1019661）

【お問い合わせ・申請先】

住所：〒270-0192

流山市平和台1-1-1

担当：流山市教育委員会 学校教育課
学務係 就学援助担当

電話：04-7150-6104

【流山市ホームページ】

「小学校入学前準備金について」
(ホームページID：1019661)

二次元バーコードはこちら ⇒

